

綾部市災害廃棄物処理計画(案)に対する意見募集結果について

募集期間 : 令和4年2月10日(木)～2月25日(金)

提出人数 : 1人

意見件数 : 15件

意見及び意見に対する市の考え方

No.	該当ページ	意見の内容(要旨)	意見に対する市の考え方
1	P23	発災時に災害ごみを搬入する住民用仮置場(集積所)を地区住民であればだれでも使用できるようにしてもらいたい。広報例(P23)が示されているが、例示中「対象:○○自治会」の表示は自治会加入住民のみ使用できると誤解する。そこで○○○自治会の例示は○○○地区と表示してもらいたい。	住民用仮置場や一次仮置場は自治会への加入に関係なく利用していただくことを想定しています。 ○○○地区と表示すると、市内に12ある地区と混同する可能性があるため、自治会単位での表示としますが、表示を以下のとおり修正します。 修正前「対象 : ○○○自治会」 修正後「対象地域: ○○○自治会」
2	P24	広報例(P24)の仮置場の用語説明において一次仮置場は地区連合会単位で設置、二次仮置場は市単位で設置の記載がある。「地区連合会単位」の表示は自治会や連合会への加入有無により、住民間の行き違いやいがみ合いが生じる原因となる。「○○地区」(旧村単位の地区名等)と表示するなど災害時の住民意識にも配慮したものとしてもらいたい。	設置単位について、以下のとおり修正します。 修正前「地区連合会」 修正後「各地区」
3	P23	広報等に当たっては、災害ごみが持込可能な施設は自治会会員の有無に関係なく利用できる旨、庁内各部署間の意識を再確認し、平素から電子メール等で広く周知徹底してもらいたい。	P23の広報例に「※自治会への加入に関わらず利用していただけます。」の記載を追加します。

No.	該当 ページ	意見の内容(要旨)	意見に対する市の考え方
4	P45	一次仮置場、二次仮置場の候補地が漠然としている。仮置場の位置は被災時の道路ネットワークの維持・復旧、二次災害の減災等に重大な影響を及ぼすため、選定作業の猶予は許されない。市内の国有地や篤志家の善意等々による土地提供の可能性も考慮し、仮置場を早急に選定すべき。	仮置場は市有地のグラウンド、公園、駐車場を中心に現地確認を行い、面積や進入路の幅員などを調査し、取りまとめた結果をもとに、候補地を選定しています。
5	P45	仮置場の選定は喫緊の課題であり、計画案に候補地を示す努力をしてもらいたい。	仮置場の選定は、あくまで候補地としてのものであり、計画で示す予定はありません。
6	P25	クリーンセンターへのアクセス道は、幅員に余裕がなく急カーブがいくつも連続し、登坂距離も長い。平時はもとより、被災時に多くの廃棄物運搬車が約3年にわたって使用し続けるリスクに対する、道の安全性についての見解を問う。	クリーンセンターへのアクセス道は幅員が狭く見通しが悪い状況にあることは認識していますが、川と山に挟まれた道路で拡幅等が困難な状況です。災害廃棄物の搬入出に当たっては安全を最優先に通行するように現場対応します。
7	P25	クリーンセンターへのアクセス道は一般家庭から災害ごみの持込車両が利用することも考えられる。事故リスクゼロを目標に、土砂災害の防止対策を行い、同道の通行を守り抜くことが、被災住民の安全安心を満たすことになる。起債してでも再整備を行ってもらいたい。	ご指摘いただいた内容は、意見として承ります。
8	P15	災害により発生するごみの多くは木材、竹、道路破片（アスファルト）、プラスチック容器等であり、産業廃棄物のようなものである。ごみ処理に産業廃棄物処理業者のノウハウが有効と考えるため、産業廃棄物処理業者や団体と支援協定を締結するべきと思う。方針及び支援協定がまとまり次第、本計画案に盛り込んでもらいたい。	ご指摘いただいた内容は、意見として承ります。

No.	該当 ページ	意見の内容(要旨)	意見に対する市の考え方
9	P45	ごみの収集運搬について「なお、平時の対策として、建設業協会や産業資源循環協会等と事前に協力体制及び連絡体制の検討を行う。」(P45)としているが、災害時のごみ収集運搬を記述すべきところ、なぜ平時の対策として産業資源循環協会との協力体制の検討が記述されているのか意味不明である。その理由及び産業資源循環協会との災害時の支援協力協定の締結を進めるべきではないか。傘下事業者の協力や急を要する災害時の対応に有効と思う。	本項では、発災後の収集運搬対応を記す中で、事前の対策を「平時の対策」として記していますが、分かりやすいように、以下のとおり修正します。 「なお、発災に備え、建設業協会や産業資源循環協会等と事前に協力体制及び連絡体制の検討を行う。」
10	P13	国、京都府、市町村との相互支援協定等締結状況をみると、府下市町村との協定が十分とはいえない。大丹波圏や所縁都市等との協定等だけではなく、府下全域の市町村を対象に相互支援協定を締結し、京都府の支援、調整等を待つことなく、足元からの防災システム作りに率先垂範してもらいたい。また、計画本文にそれらの方針を示してもらいたい(P13～P15)	発災時には、本市以外の周辺市町村等にも被害が発生していることが予想され、国及び京都府が全体的な被害状況を把握する中で行う支援、調整等を受けることは必要と考えています。 ただし、災害時において、自治体間での相互支援は重要となりますので、協定の拡大について検討していきます。
11	P36	本計画案において「風水害時に水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には、平積みダンプ等を使用する。」とし、表2-5-13によると、ふとん、木材、金属、瓦、コンクリートは産廃協会への委託事業とし市外へ搬出することとされている。市処理施設の能力を考えると、地震による災害ごみも産廃協会へ委託し専門業者の処理に委ねた方が効率的ではないか。 この方針は風水害のみに適用されるのか。また、この方針を地震に適用しない理由は何か。	ごみの性状として風水害時を例示していますが、本方針は地震にも適用します。
12	P65	「PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。」 → 線箇所は不要	以下のとおり修正します。 「PCB廃棄物は処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。」

No.	該当 ページ	意見の内容(要旨)	意見に対する市の考え方
13	P66	<p>「その他地域特性のある災害廃棄物の発生が予想される自治体等においては、可能な場合は発生量の推計を行い、平時の処理方法や、処理先を踏まえ発災時の処理処分先を検討することが望まれる。」</p> <p>→綾部市において、地域特性のある災害廃棄物がなければ記述不要</p>	<p>ご指摘いただいた文言は削除します。</p>
14	P67	<p>「また、京都府は被災市町村が実行計画を策定するに当たって、支援や助言を行う。」</p> <p>→京都府の市町村に対する支援や助言を求めたもので、あえて記述する必要はない</p>	<p>ご指摘いただいた文言は削除します。</p>
15	P68	<p>「大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、本市のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。<u>環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、都道府県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行う。</u></p> <p><u>災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となり、市町村においては必要な人員確保に留意する必要がある。また、国への申請等の手続きは都道府県を経由して行われることになるが、都道府県は必要な手続きの内容、留意事項に係る周知等、市町村の支援に努める。」</u></p> <p>→__線箇所は不要</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、本市のみで対応することは困難であるため、国の補助事業（災害等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設災害復旧事業）の活用が必要となる。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、円滑な事業実施のため、発災後早期から国と緊密な情報交換を行う。</p> <p>災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となるため、人員確保に留意する。」</p>